

令和5年第3回（8月）

県央地域広域市町村圏組合議会定例会

会 議 録

県央地域広域市町村圏組合

令和5年第3回（8月）県央地域広域市町村圏組合議会定例会

1 場 所 諫早消防署 4階大会議室

2 会 期 令和5年8月10日（1日）

3 会期日程表

月	日	曜	種 別	内 容
8	10	木	定 例 会	開会、会期決定、会議録署名議員の指名、議案上程、説明、審議、採決、一般質問、閉会

4 付議事件表

議 案 番 号	審議方法	事 件 名	議決月日	結 果
		会期決定の件	8月10日	8月10日の1日と決定
		会議録署名議員の指名について	8月10日	指名 永尾典嗣君 大久保正博君
報 告 第 1 号	本会議	繰越明許費について（令和4年度県央地域広域市町村圏組合一般会計）	8月10日	報 告 受 理
議 案 第 9 号	本会議	専決処分の承認を求めることについて（令和4年度県央地域広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2号））	8月10日	承 認
議 案 第 10 号	本会議	県央地域広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例	8月10日	原 案 可 決
議 案 第 11 号	本会議	令和4年度県央地域広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について	8月10日	認 定

議案第12号	本会議	令和5年度県央地域広域市町村圏組合一般会計補正予算(第1号)	8月10日	原案可決
議案第13号	本会議	工事請負契約の締結について(諫早消防署高来分署建設工事(建築主体工事))	8月10日	原案可決

5 一般質問発言順序及び発言要旨

月日	質問者	質問要旨	ページ
8月10日	岩竹洋一 議員	<p>1 救急搬送における救急車の適正利用への今後の取り組みについて</p> <p>救急搬送件数の増加に伴い、平成28年3月31日付け消防救第34号・医政発0331第48号「転院搬送における救急車の適正利用の推進について」により、緊急性の乏しい転院搬送については抑制を促しているところである。</p> <p>少子高齢化やコロナ罹患者の搬送により救急医療が逼迫する中で、県央消防本部における転院搬送件数の比率の推移と今後の適正利用への留意点・取組みについて問う。</p> <p>2 ドクターヘリランデブーポイント増加への取組みについて</p> <p>現在の県央消防本部管内のランデブーポイントの現状と課題、今後のランデブーポイント増加への取組みについて問う。</p>	21
	相浦喜代子 議員	<p>2 1 県央地域広域市町村圏組合における消防署建て替えと職員配置について</p> <p>(1) 消防庁舎建設事業中、小浜消防署分の工事遅れは、どの程度になるのか。</p> <p>また、諫早消防署高来分署建設工事の進捗状況、多良見分署の建替え候補地の協議状況を伺う。</p>	26

			<p>(2) 新庁舎完成後は人員配置も課題となるが、これまでの一般質問で職員定数改正条例も検討されているようですが、ここまでの協議状況と経験豊富な50歳代職員の不足をどのように補っていくのか伺う。</p> <p>2 防火クラブの現状と課題について</p> <p>令和4年度消防年報65ページに防火クラブ等現況が掲載されているが、7月に諫早市町内会・自治会連合会へ女性防火クラブ協議会の意向調査依頼があっているが、この経緯と雲仙市・大村市についても同様の調査が行われているのか伺う。</p>	
--	--	--	---	--

○ 出席議員（15名）

- 1 番 青山 昭広 君
- 2 番 岩竹 洋一 君
- 3 番 永尾 典嗣 君
- 4 番 大久保 正博 君
- 5 番 島田 和憲 君
- 6 番 相浦 喜代子 君
- 7 番 並川 和則 君
- 8 番 中崎 秀紀 君
- 9 番 光山 千絵 君
- 10 番 松尾 祥秀 君
- 11 番 堀内 学 君
- 12 番 佐藤 義隆 君
- 13 番 松尾 文昭 君
- 14 番 城 幸太郎 君
- 15 番 南条 博 君

○ 欠席議員（なし）

○ 説明のため出席したもの

管 理 者 大久保 潔重 君
副管理者 園田 裕史 君
副管理者 金澤 秀三郎 君
監査委員 江嶋 多鶴子 君
事務局長 後田 一光 君
消 防 長 溝口 康二 君
次長兼諫早消防署長 橋本 憲和 君
総務課長 牛畷 広輝 君
消防総務課長 増田 里己 君
小浜消防署長 原田 義弘 君
警防救急課長 渡邊 博 君
予防指導課長 安達 知誠 君
通信指令課長 片田 慎一郎 君

○ 議会関係出席者

書記長 牛畷 広輝 君
書 記 三丸 大作 君
書 記 柳谷 隆幸 君

午後2時開会

○議長（南条 博君）

ただいまから、令和5年第3回県央地域広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程表により取り計らいたいと思っておりますので、御了承ください。

今期定例会に説明員の出席を求めましたので、御報告いたします。

それでは、議事に入ります。

日程第1、「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日一日といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（南条 博君）

異議ありませんので、会期は本日一日と決定いたしました。

次に、日程第2、「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

会議規則第2条により準用する、諫早市議会会議規則第87条により、今期定例会の会議録署名議員に、3番 永尾典嗣議員、4番 大久保正博議員、以上2名を指名いたします。

ここで、管理者から発言の申し出がっておりますので、発言を求めます。

○管理者（大久保潔重君）

本日ここに、令和5年第3回組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さま方には御健勝にて御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

日頃より、組合運営に御理解と御協力をいただき、この場をお借りいたしまして感謝申し上げます。

まず、昨日から今日にかけて接近した台風6号ですが、迷走しながらも遅い速度で通過しました。

今回は、現在のところ組合圏域内では幸いにも大きな事故・災害の報告はあつておらず、ひと安心しているところでございますが、今後、本格的な台風シーズンが訪れますので、その対策を万全に進めることが出来るよう心掛けてまいります。

さて、7月7日からの九州北部地方や中国地方を中心とした記録的な大雨は、広い範囲で河川の氾濫や土砂災害などを引き起こし、死者13名、行方不明者1名が発生し、また住宅やインフラ施設、農地・農業用施設などにも広範囲にわたり甚大な被害をもたらしました。

幸いにして、組合圏域内におきましては、大きな被害は発生しませんでしたがお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りしますとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

また、7月26日には、多良山系金泉寺付近におきまして、福岡県から御夫婦で登山に来られた男性1名の方が行方不明となる事案が発生いたしました。

消防本部では、7月27日から8月2日まで7日間、延べ144名の職員が各関係機関とともに、行方不明者の捜索活動に当たってまいりましたが、大変残念な結果となりました。

管内にあります、多良山系や雲仙には、毎年多くの登山者が訪れます。

これから登山シーズンを迎えますが、今回の活動で得た教訓を活かしながら、関係機関との連携強化に努めていきたいと思っております。

組合におきましては、消防・救急業務、廃棄物処理業務といった住民生活を維持するために必要不可欠な業務を適正に執行し、圏域住民の皆様の、安全安心と環境衛生の向上に努めてまいります。

火災及び救急の概況につきましては、令和4年版消防年報をお配りしておりますが、火災件数につきましては、令和3年より24件多い95件となっております。

前年と比較しますと、出火原因別では、「たき火」によるものが19件増えており、また、火災によってお亡くなりになられた方が2名から8名と大幅に増えました。

組合消防としましては、広報活動や防火講話など積極的に実施し、より一層の火災予防の強化に努めてまいります。

救急出動件数につきましては、令和3年より1,583件多い、過去最多の12,247件となっております。これは、高齢化の影響で救急出動件数は増加傾向にあり、それに加わり新型コロナウイルス感染症が影響しているものと考えられます。

九州北部の梅雨明けは、平年より6日遅い7月25日でしたが、県内においても梅雨明けと同時に30度を超える真夏日が続き、「熱中症警戒アラート」も連日発令され、熱中症による救急搬送者数も急増しているところでございます。今後も猛暑が続くと思われ、熱中症予防にもこれまで以上に心掛ける必要があると考えております。

次に、不燃物の処理業務につきましては、諫早市、雲仙市の協力のもと、地域から搬入されます不燃性廃棄物の厳正な分別とリサイクル率の向上に努めております。

令和3年度から施設総合管理計画に基づいた設備等の更新や補修を行い、施設の長寿命化に取り組んでおります。引き続き、委託先事業者とともに施設の適正な維持管理、運営を図ってまいります。

最後に、老朽化した消防庁舎の建て替えにつきましては、7月20日に諫早消防署高来分署の「建築主体工事」の落札者が決定いたしました。引き続き、小浜消防署についても事業を進めていく予定であります。

今期定例会に提出しております議案につきましては、後ほど、事務局長から説明をいたします。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（南条 博君）

次に、日程第3、報告第1号「繰越明許費について（令和4年度県央地域広域市町村圏組合一般会計）」を議題といたします。報告を求めます。

○事務局長（後田一光君）

報告第1号「繰越明許費について（令和4年度県央地域広域市町村圏組合一般会計）」につきまして御報告いたします。

本件は、令和4年度県央地域広域市町村圏組合一般会計予算につきまして、地方自治法第213条第1項の規定により、歳出予算の経費を繰り越しましたので、同法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

1 ページをお開きください。繰越明許費繰越計算書でございます。

内容は、4款消防費1項消防費の車両管理事務及び消防庁舎建設事業を令和5年度へ繰り越したものでございます。翌年度繰越額の合計は2億3,775万円となり、事業ごとの繰越額と財源の内訳は表に記載のとおりでございます。

1 ページ下欄には、事業名及び繰越しの理由を記載しております。

繰越の理由といたしまして、車両管理事務におきましては、雲仙分駐所はしご付き消防ポンプ自動車について、新型コロナウイルス感染症及び自動車メーカーの不正に伴います車両生産遅れ、消防庁舎建設事業におきましては、小浜消防署移転設計について、地質調査の結果、想定より地盤が弱いことが判明し、設計及び工法検討等に不測の日数を要したためでございます。

以上で、報告第1号の説明を終わらせていただきます。よろしく御了承賜りますようお願い申し上げます。

○議長（南条 博君）

これより報告第1号に対する質疑に入ります。

○佐藤義隆議員

消防庁舎建設事業についてですが、地質調査の結果、想定より地盤が弱かったとの報告ですが、こういった状況だったのか教えてください。

○事務局長（後田一光君）

小浜消防署建設予定地の地盤につきまして、支持地盤に到達するためのボーリング調査を行っております。当初、隣接する雲仙市小浜体育館の施工状況をもとに支持層

を設定しておりましたが、想定より深くまでいかないという支持地盤に到達しなかったということでございます。

○議長（南条 博君）

ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（南条 博君）

なければ、これをもって報告第1号に対する質疑を終結いたします。

次に、日程第4、議案第9号「専決処分の承認を求めることについて（令和4年度県央地域広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（後田一光君）

議案第9号「専決処分の承認を求めることについて（令和4年度県央地域広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2号）」につきまして御説明いたします。

本案は地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして、令和4年度県央地域広域市町村圏組合一般会計補正予算第2号を別紙のとおり、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、御承認をお願いするものでございます。

補正予算書の1ページを御覧ください。今回の補正は、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ612万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ39億675万2千円としたものでございます。

次に、歳入歳出の概要につきまして御説明いたします。議案第9号資料を御覧ください。

補正予算の概要でございます。補正予算第2号の内容は、職員人件費の増額及び事業費の確定に伴う減額について計上したものでございます。

また、歳入予算の内訳につきましては、基金繰入金と組合債でございます。

次の2ページは、補正前予算額に、今回の補正第2号を追加した補正後予算額を款別に記載した資料でございます。

次に、3ページをお開きください。

補正予算の内訳でございますが、1.退職者の増に伴う補正は、当初、定年退職者5名の予定でありましたが、定年前早期退職者2名が増えたためでございます。

2.事業費の確定に伴う補正は、諫早消防署高来分署庁舎建設事業の事業費確定による減額でございます。

4ページには基金の一覧表を掲載しております。

以上で、議案第9号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議を賜り御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（南条 博君）

これより議案第9号に対する質疑に入ります。

○相浦喜代子議員

退職者2名の追加ということですが、現状でも職員数が足りないという状況ですが、退職者の年代と勤務年数をわかる範囲で教えてください。

○消防長（溝口康二君）

今回の早期退職者2名につきましては、1名は勤続年数30年以上の50代、もう1名は勤続年数5年以下で20代の職員となっております。

○議長（南条 博君）

ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（南条 博君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（南条 博君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第9号「専決処分の承認を求めることについて（令和4年度県央地域広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2号）」は、原案どおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（南条 博君）

異議ありませんので、議案第9号は、原案どおり承認されました。

次に、日程第5、議案第10号「県央地域広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○事務局長（後田一光君）

議案第10号「県央地域広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例」について、御説明いたします。

本案は、火災予防に係る条例の制定基準であります、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴いまして、本組合の火災予防条例について、所要の改正を行うものでございます。

議案第10号資料2分の2を御覧ください。

1. 改正の趣旨といたしましては、(1) から (4) に記載しております4点について設備基準等の見直しでございます。

2. 改正の内容でございますが、1点目が(1) 急速充電設備に係る基準の見直しでございます。

これは、高速道路サービスエリアや店舗の駐車場等に設置され、電気自動車等に短時間で充電できる設備で、近年、大型電動車や電動バス等の普及拡大に向けて、急速充電設備の高出力化へのニーズが高まっていることを踏まえ、充電設備の出力の上限を撤廃すること、その他、充電対象の追加及び設備の型等に応じた規定の見直しを行うものでございます。

2点目は、(2) 蓄電池設備に係る基準の見直しでございます。

蓄電池設備の種別や安全性に応じた規制内容となるよう見直しを行うものでございます。

3点目は、(3) 喫煙等の標識等に関する事項の見直しでございます。

これは、平成30年7月の健康増進法の改正により、多数の者が利用する施設等について、一定の場所を除き喫煙が禁止されると同時に喫煙所に喫煙専用室である旨の標識を設置することが必要となったものでございますが、本組合火災予防条例においても、火災予防の観点から喫煙所に標識を設置することを求めており、異なる法令で重複する標識の設置が必要となることから、健康増進法に規定する標識が設置されている場合は、火災予防条例上の標識を設置しなくてもよいこととするものでございます。

4点目は、(4) 固体燃料を使用した火気設備の離隔距離の見直しでございます。

これは、木炭を燃料として用いる厨房設備、いわゆる炭火焼き器について周囲の壁などとの距離についての基準を定めるものでございます。

なお、施行日につきましては、(1) 急速充電設備に係る基準の見直しについては令和5年10月1日、(2) 蓄電池設備に係る基準の見直し及び(4) 固体燃料を使用した火気設備の離隔距離の見直しについては令和6年1月1日、(3) 喫煙等の標識等に関する事項の見直しについては公布の日といたしております。

以上で、議案第10号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（南条 博君）

これより議案第10号に対する質疑に入ります。

(「なし」と言う者あり)

○議長(南条 博君)

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

(「なし」と言う者あり)

○議長(南条 博君)

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第10号「県央地域広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例」は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(南条 博君)

異議ありませんので、議案第10号は、原案どおり可決されました。

次に、日程第6、議案第11号「令和4年度県央地域広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○事務局長(後田一光君)

議案第11号「令和4年度県央地域広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について」御説明いたします。

本案は地方自治法第233条第3項の規定に基づき、別冊で配布しておりますとおり、監査委員の審査意見をつけまして議会の認定に付するものでございます。

それでは、決算書及び付属資料によりまして、令和4年度歳入歳出決算の概要について御説明申し上げます。

初めに、決算書の1ページ、2ページをお開きください。一般会計歳入歳出決算総括表でございます。

予算現額39億1,010万7千円に対しまして、収入済額が39億5,986万5,383円、支出済額が35億2,683万7,246円で、歳入歳出差引残額は4億3,302万8,137円となっております。

予算現額に対します収入済額の割合は101.3%、支出済額の執行率は、90.2%でございます。

なお、報告第1号で御報告しましたとおり、翌年度への繰越額が2億3,775万円となっております。

11ページ、12ページをお開きください。歳入歳出の詳細につきまして御説明申し上げます。

はじめに、歳入でございます。

1 款 分担金及び負担金は、予算現額 3 2 億 6, 9 1 9 万 7 千円に対し、収入済額は 3 2 億 6, 9 1 6 万 3, 8 4 4 円となっております。

節ごとに御説明いたします。

1 節 総務負担金 4, 3 8 0 万 5 千円は、管理経費の議会費・総務管理費・監査委員費の財源としての負担金でございます。構成 3 市の負担金は、必要経費総額を衛生費と消防費の事業費の割合で案分し、それぞれに平等割 2 0 %、人口割 8 0 % で算出した額を負担していただいております。

次に 2 節 不燃物処理事業費負担金 1 億 8, 6 2 4 万円は、不燃物処理事業の管理運営に係る財源としての負担金で、諫早市、雲仙市の 2 市の人口割で算出しております。

3 節 消防費負担金につきましては、1 2 ページの備考欄に記載しております経常経費負担金 2 1 億 7, 2 5 0 万 9 千円は、常備消防及び救急業務に要する人件費及び事務費等に係る負担金でございます。

そのほか消防施設整備基金積立金負担金、退職手当基金積立金負担金、車両整備起債償還金負担金、庁舎建設起債償還金負担金につきましては、共通の必要経費として、職員配置割 8 5 %、人口割 1 5 % の負担率で各市の負担額を算出しております。

次に 5 節 起債借入償還金負担金につきましては、構成市で個別に負担していただく償還額で、消防救急無線デジタル化整備に伴います関係各市の消防団車両受令機等の整備負担分と、諫早市につきましては、諫早署のはしご車購入費及び諫早署敷地造成費、大村市につきましては、大村署のはしご車及び化学車購入費に係る償還額でございます。

6 節 高速国道救急業務特別負担金につきましては、西日本高速道路株式会社からの高速道路における救急業務の運営に関する支弁金でございます。インターチェンジを有する諫早市と大村市から高速道路会社に請求し、両市に納付のあった支弁金が、組合に納入されるものでございます。

8 節 市単年度負担金は、大村市分は、独立行政法人国立病院機構長崎医療センター内にある、大村消防署久原分署の賃貸借料等に係る負担金でございます。

雲仙市分は、雲仙分駐所はしご車の更新に係る負担金でございます。

次に 2 款 使用料及び手数料でございます。予算現額 1, 6 9 1 万 1 千円に対し、収入済額 1, 7 6 4 万 4, 3 6 0 円となっております。

次に 3 款 国庫支出金でございます。

1 項 国庫補助金につきましては、諫早消防署災害対応特殊救急自動車について、緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付が確定し、1, 2 6 9 万 8 千円の歳入があったものでございます。

5 款 財産収入は、各基金を定期預金として保管運用しており、利子額が 2 万 8, 5 2 0 円で、利率は 0. 0 0 2 % となっております。

次に 1 3 ページ、1 4 ページをお開きください。

6款 繰入金につきましては、退職手当基金、施設整備基金からの繰入金でございます。予算現額、収入済額ともに2億6,836万円となっております。

このうち、退職手当基金繰入金は、退職者の退職手当に充当したものでございます。

施設整備基金繰入金につきましては、消防施設整備及び県央不燃物再生センターの施設改修費等の財源として繰入れたものでございます。

次に7款 繰越金は、前年度からの繰越金で、予算現額1億7,355万5千円に対し、収入済額は2億722万7,837円となっております。

繰越金の内訳につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

8款 諸収入は、予算現額4,755万5千円に対し、収入済額は1億3,394万2,822円となっております。

8款2項の雑入につきましては、予算現額4,754万9千円に対し、収入済額は1億3,393万4,283円となっております。

この主なものは、不燃性有価物売却代1億1,200万4,258円でございます。

次に9款 組合債につきましては、予算現額1億2,180万円に対し、収入済額は5,080万円となっております。

起債対象につきましては、備考欄に記載しておりますとおり、車両整備事業として1,750万円、庁舎建設事業として3,330万円でございます。

収入未済額の4,210万円は、小浜消防署建設事業に係る繰越相当分でございます。

以上、歳入合計は、予算現額39億1,010万7千円に対し、収入済額39億5,986万5,383円となっております。

次に、歳出について御説明いたします。決算書15ページ、16ページをお開きください。

1款 議会費は、組合議会の運営に係る予算でございます。

予算現額44万6千円に対し、支出済額44万1,528円で、執行率は99.0%でございます。

次に2款 総務費でございます。

1項 総務管理費は、組合事務局の運営経費で、職員の人件費及び事務費に係る予算でございます。予算現額5,604万7千円に対し、支出済額5,428万8,094円で、執行率は96.9%でございます。

決算書17ページ、18ページをお開きください。

2項 監査委員費は、監査事務に係る予算で、予算現額57万6千円に対し、支出済額34万3,786円で、執行率は59.7%でございます。

次に、3款 衛生費は、不燃性廃棄物処理事業に係る予算で、予算現額3億1,286万4千円に対し、支出済額3億146万7,215円で、執行率は96.4%でございます。

次に、19ページ、20ページをお開きください。

4款 消防費は、消防救急業務に係る予算でございます。予算現額30億5,054万1千円に対し、支出済額26億9,073万9,095円で、執行率は88.2%でございます。

これは、消防本部及び諫早、大村、小浜各消防署の管理事務と職員育成、火災予防、警防、救急、通信指令の各運営事務に要した経費でございます。

次に、決算書は、25ページ、26ページをお開きください。

4款1項2目 消防施設費でございます。

翌年度繰越額の欄に記載の1億6,531万8千円につきましては、報告第1号で御報告しましたとおり、関係経費を令和5年度へ繰り越すものでございます。

10節 需用費、備考欄に記載しております修繕料335万5千円は、令和3年度からの繰越し分でございます。

次に、27ページ、28ページをお開きください。

4款1項3目 消防建設事業費でございます。

老朽化した諫早消防署高来分署及び小浜消防署の移転設計業務に係るものでございます。

翌年度繰越額の欄に記載の7,243万2千円につきましても、報告第1号のとおり関連費用を次年度に繰り越すものでございます。

5款 公債費につきましては、予算現額4億7,963万3千円に対し、支出済額4億7,955万7,528円でございます。内訳につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

6款 予備費については、支出はございませんでした。

以上の歳出合計は、予算現額39億1,010万7千円に対し、支出済額35億2,683万7,246円となっております。

次に29ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額から歳出総額を差し引いた、歳入歳出差引額は、4億3,302万8千円となります。翌年度へ繰り越すべき財源は1億9,565万円ですので、実質収支額は、2億3,737万8千円でございます。

次に、31ページ、32ページをお開きください。財産に関する調書でございます。

公有財産の土地及び建物につきましては、令和4年度中の増減はございません。

次に、33ページ、34ページをお開きください。物品につきましては、取得価格が1件100万円以上の物品及び自動車類を記載しております。

33ページは事務局総務課に係るもの、34ページは消防本部に係るもので、年度中の増減及び配置換えにつきましては、備考欄のとおりでございます。

次に、35ページをお開きください。基金の現在高につきましては、記載のとおりでございます。

次に、別冊の令和4年度決算書資料を御覧ください。

1ページは、一般会計歳入歳出決算総括表でございます。決算書の1ページ、2ページと同じ表でございます。

2 ページは、一般会計予算決算対比及び前年度比較表で歳入について、款別に前年度との比較を記載しております。

同じく 3 ページは、歳出についての前年度との比較表でございます。

4 ページは歳入について、自主財源と依存財源別の比較表でございます。

5 ページは歳出について、性質別の比較表でございます。

6 ページは関係市負担金について、前年度との比較表でございます。

7 ページは組合債の令和 5 年度までの償還年次表でございます。

令和 4 年度末の未償還元金の合計は 1 2 億 3, 7 5 0 万 1 9 7 円でございます。

8 ページは基金の決算状況表でございます。令和 4 年度末現在高は、表右下に記載しております 1 5 億 2, 4 3 4 万 5 4 3 円となっております。

9 ページは不燃物搬入量の過去 3 年間の実績でございます。

1 0 ページは不燃物処理手数料の収納状況でございます。

1 1 ページは有価物の過去 3 年間の売却実績でございます。

1 2 ページは消防手数料の収納状況でございます。

1 3 ページは令和 4 年度に実施した普通建設事業費の内訳でございます。

次に、別冊の主要施策の成果説明書につきましては、令和 4 年度に実施した主要施策の推進と成果の概要について記載しております。

同じく別冊の県央組合決算説明資料につきましては、予算科目別に事業の概要について記載しております。

最後に、監査委員の審査意見書を添付しております。審査結果につきましては、1 ページに記載のとおりでございます。審査の概要につきましては、2 ページに記載のとおりでございます。

以上で、議案第 1 1 号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（南条 博君）

これより議案第 1 1 号に対する質疑に入ります。

質疑は、歳入、歳出、財産に関する調書をそれぞれ区分して行い、歳入は全般、歳出については款別に行い、質疑は同一議員つき款ごとに 3 回までとなっておりますので、御了承願います。

なお、質疑の際には、決算書等のページ数をお示してください。

まず、歳入全般に対する質疑に入ります。ページは 1 1 ページから 1 4 ページまでであります。質疑のある方はどうぞ。

（「なし」と言う者あり）

○議長（南条 博君）

なければ次に、歳出に対する質疑に入ります。

1 款、議会費について、ページは1 5 ページ、1 6 ページであります。質疑のある方はどうぞ。

(「なし」と言う者あり)

○議長(南条 博君)

なければ、次に2 款、総務費について、ページは1 5 ページから1 8 ページまでであります。質疑のある方はどうぞ。

(「なし」と言う者あり)

○議長(南条 博君)

なければ、次に3 款、衛生費について、ページは1 7 ページから2 0 ページまでであります。質疑のある方はどうぞ。

(「なし」と言う者あり)

○議長(南条 博君)

なければ、次に4 款、消防費について、ページは1 9 ページから2 8 ページまでであります。質疑のある方はどうぞ。

(「なし」と言う者あり)

○議長(南条 博君)

なければ、次に5 款、公債費について、ページは2 7 ページ、2 8 ページであります。質疑のある方はどうぞ。

(「なし」と言う者あり)

○議長(南条 博君)

なければ、次に6 款、予備費について、ページは2 7 ページ、2 8 ページであります。質疑のある方はどうぞ。

(「なし」と言う者あり)

○議長(南条 博君)

なければ、次に財産に関する調書について、ページは3 1 ページから3 5 ページまでであります。質疑のある方はどうぞ。

(「なし」と言う者あり)

○議長(南条 博君)

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

(「なし」と言う者あり)

○議長(南条 博君)

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第11号「令和4年度県央地域広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について」は、原案どおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(南条 博君)

異議ありませんので、議案第11号は、原案どおり認定されました。

次に、日程第7、議案第12号「令和5年度県央地域広域市町村圏組合一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○事務局長(後田一光君)

議案第12号「令和5年度県央地域広域市町村圏組合一般会計補正予算(第1号)」につきまして御説明いたします。

補正予算書の1ページを御覧ください。今回の補正は、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5億1,230万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億5,083万円とするものでございます。

第2条の債務負担行為の補正につきましては、4ページをお開きください。

第2表 債務負担行為補正の追加でございますが、小浜消防署建設事業につきまして、期間と限度額を定めようとするものでございます。

次に、第3条の地方債の補正につきましては、5ページをお開きください。

第3表 地方債補正の追加でございます。起債の目的欄に表記しております、小浜消防署庁舎建設事業の起債の限度額につきまして、表中、左下の合計欄の上に括弧書きでお示ししております4億6,100万円を追加しようとするものでございます。なお、補正後の地方債の合計額は6億5,780万円でございます。

次に、歳入歳出の概要につきまして御説明いたします。議案第12号資料2分の1を御覧ください。

1ページは、補正予算の概要でございます。補正予算第1号は、小浜消防署建設事業費について計上しております。

補正予算の額は5億1,230万円としており、今回の補正予算額を現計予算と合算いたしますと、予算総額は37億5,083万円となります。

これを令和4年度の現計と比較いたしますと823万5千円、率にして0.2%の増となっております。

また、補正予算の財源内訳につきましては、基金からの繰入金及び組合債でございます。

債務負担行為につきましては、期間を令和6年度から令和7年度まで、限度額を12億8,880万円としております。

次に、2ページを御覧ください。これは、補正前予算額の当初予算に、今回の補正1号を加えた、補正後予算額を款別に記載した資料でございます。

3ページは、補正予算の内訳でございます。歳出予算の節毎に、各事業費とその財源内訳を記載しております。

次に、4ページをお開きください。基金積立状況一覧表でございます。

基金の令和5年度末現在高見込みは、表の右下に記載しておりますとおり、14億5,938万1,707円となっております。

次に、資料2分の2を御覧ください。1ページは、小浜消防署建設事業の事業概要、事業費、年度別事業内容を記載しております。2ページに、位置図及び配置図、3ページにイメージ図を掲載しております。

以上で、議案第12号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（南条 博君）

これより議案第12号に対する質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

（「なし」と言う者あり）

○議長（南条 博君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（南条 博君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第12号「令和5年度県央地域広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）」は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（南条 博君）

異議ありませんので、議案第12号は、原案どおり可決されました。

次に、日程第8、議案第13号「工事請負契約の締結について（諫早消防署高来分署建設工事（建築主体工事）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（後田一光君）

議案第13号「工事請負契約の締結について（諫早消防署高来分署建設工事（建築主体工事）」について御説明いたします。

本案は、諫早消防署高来分署建設工事建築主体工事の工事請負契約につきまして、県央地域広域市町村圏組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的は諫早消防署高来分署建設工事建築主体工事、契約の方法は一般競争入札、契約金額は2億3,314万5千円、契約の相手方は諫早市小豆崎町697番地、株式会社 吉次工業でございます。

なお、工期につきましては、契約の日から365日としております。

資料といたしまして、議案の次のページから順に、資料6分の1に工事請負仮契約書の表題部の写し、資料6分の2に入札結果表、資料6分の3に庁舎のイメージ図、資料6分の4に配置図、資料6分の5に平面図、資料6分の6に立面図を添付しておりますので、御参照くださいますようお願いいたします。

工事概要といたしましては、敷地は諫早市高来町水ノ浦で、敷地面積は1,847.09平方メートル、建築面積は565.83平方メートル、延べ床面積は543.20平方メートル、構造は鉄筋コンクリート造、平屋建てでございます。

建物内の概要ですが、緊急車両の車庫、防火服装着室、事務室、仮眠室等を備えております。

以上で、議案第13号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（南条 博君）

これより議案第13号に対する質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

○相浦喜代子議員

資料の図面を拝見しますと、女性用の仮眠室等も計画してあるようですが、この広さからいくと何名の職員配置を想定しているのか、また現状の職員数と新庁舎での職員数を何名程度と考えているのかお尋ねします。

○消防長（溝口康二君）

現在、高来分署には12名の職員が勤務しております。一つの隊ごとに4名を配置し、3交代勤務となっております。

新庁舎につきましては、男性用仮眠室を5室、女性用仮眠室1室を計画しております。職員配置は、一つの隊に最大で5名ずつの15名勤務を想定しております。

○議長（南条 博君）

ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（南条 博君）

ほかになければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（南条 博君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第13号「工事請負契約の締結について（諫早消防署高来分署建設工事（建築主体工事）」は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（南条 博君）

異議ありませんので、議案第13号は、原案どおり可決されました。

会議を保留し、しばらく休憩いたします。

午後2時55分 休憩

午後3時10分 開会

○議長（南条 博君）

次に、日程第9、「組合行政に対する一般質問」に入ります。

この際、議長からお願いいたします。発言時間については、申し合わせにより、一人につき、答弁を除き20分以内、発言順序は通告順となっております。

なお、答弁につきましては、質問の趣旨を良くとらえ、簡明、的確に答弁をお願いします。

それでは、岩竹洋一議員

○岩竹洋一議員

皆さん、こんにちは。諫早市議会、公明党の岩竹洋一です。

それでは通告に従い議長の許可をいただきましたので、今回も質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

2つの質問をさせていただきます。先ず大項目1番、組合議員の顔ぶれも変わり、また消防長も替わられました。そこで、前回2月の組合議会でも質問しました、県央消防本部の救急搬送の中でも出動比率の高い、病院間における転院搬送の問題について再度伺いたいと思います。

お手元に消防年報をお持ちの方は、86ページを御覧ください。救急搬送の内訳ですが、以前は転院搬送という項目もあったと思いますが、現在は「その他」の中に含まれているようです。

質問の趣旨から話していきますが、前回の質問の中でも話をしましたが、テレビ等で、「タクシー代わりに救急車を呼ぶのは良くない。」といったニュアンスの報道があっているようですが、私としては舌足らずといえますか、意味を取り違えられていることがあると思います。

私の前職が消防ということもあり、指令室の責任者をしていたためよくわかるのですが、やはり軽症であっても迷った場合は119番通報をすることが必要です。

理由としては、指令室では救急救命士や救急の資格を持った職員が通報の対応を行い、「救急車が必要なのか、必要ではないのか」などの判断を行います。ですから、迷ったら119番通報をすることだと思います。

また、頭痛や腹痛で軽症と思い、救急車を呼ぶことをためらっているうちに、急激に重症化するというケースを何度も経験してきました。

ここから本題に入りますが、救急車のタクシー利用というのは、実は一般市民が救急車を呼ぶ事案だけではなく、病院間の転院搬送も当てはまります。

この病院間の転院搬送を抑制する通知が、国から発令されています。平成28年3月31日付けで、消防側の総務省と医療側の厚生労働省から連名で、「転院搬送における救急車の適正利用の推進について」という通知が出されています。

通知が出された時分、コロナは発生していませんでしたが、第5類に移行はしましたが最近のコロナ禍、また人口比率の変動、高齢化に伴う中で救急出動件数が大幅に増加し、救急隊の負担は大変なものと感じます。

ここから質問に入りますが、県央消防本部の転院搬送の件数の推移と全体の救急件数に対する割合、そして今後の取組み、留意点について伺います。

○消防長（溝口康二君）

まず、県央消防本部管内における救急統計と転院搬送の割合について御説明申し上げます。当本部において、令和4年の救急出動件数は1万2,247件で過去最多を更新しており、今年もそのペースを上回る状況で推移しております。

出動件数の多い事故種別としましては、急病が7,707件で最も多く、全体の約

60パーセントを占めております。転院搬送につきましては1,687件で全体の約14パーセントを占め、1万件を超えた平成27年以降の統計をみますと、令和4年は3番目に多い件数でありましたが、令和3年まで7年連続で2番目に多く、例年、上位で推移しております。

また、平成27年から令和4年までの8年間の全救急件数に占める割合は、全体の約16パーセントとなっております。全国の救急統計では、転院搬送が占める割合は平均約8パーセントですので、県央消防本部管内での転院搬送の割合は全国の約2倍の状況で、また、転院搬送件数の約5%近くは入院の必要がない軽症となっております。

次に、転院搬送に関する今後の留意点とありますが、転院搬送割合が高い県央管内では、時として転院搬送が輻輳することもあり、長時間に渡り救急車の不在時間が発生する場合があります。また軽症と診断される転院搬送もみられることから、転院搬送のルール作りが必要であると感じております。

他県における転院搬送のガイドライン策定状況をみますと、東京消防庁をはじめ、九州管内では福岡市消防局がすでに運用している状況です。参考までに福岡市消防局のガイドラインでは、医療機関に対して、緊急性と必要性について明確な理由付けが課されており、その理由に合致しない場合は転院搬送には該当しないと明記されています。さらに医師等が同乗できない場合は、医師の署名が必要になります。

平成28年に国が発出したガイドラインに関する通知文では、ガイドライン策定については、「関係者間の合意の下、地域の実情を踏まえたものとする。」となっております。現実問題として各地域の医療圏と調整し、各地域のメディカルコントロール協議会で検討を諮る必要があります。

令和5年3月に開催された「令和4年度県央・県南メディカルコントロール協議会」これは、救急専門医師、医師会、保健所、県消防保安室、医療政策課、消防本部の15名の委員で構成されておりますが、この協議会において「転院搬送に係るガイドライン」を導入することの決裁を受け、現段階において県央消防本部、島原消防本部及び保健所と協力し、ガイドラインを作成し、「県央・県南メディカルコントロール協議会」に承認を得たところです。今後、各救急指定病院並びに医師会等へ説明に赴きまして、10月1日からの施行を考えております。

本ガイドラインにおける転院搬送の要請基準は、緊急に処置を必要とすること。また、高度医療が必要な傷病者、特殊疾患等に対する専門医療が必要な傷病者等、要請元医療機関での治療が困難であること。そのほか医療機関が所有する患者等搬送車、民間の患者等搬送車、公共交通機関等、他の搬送手段による搬送が困難であること、いずれかを条件としております。

このように、転院搬送におけるガイドラインを作成し要請基準を明確化し、ルールを定めることで、入院の必要がない転院搬送や緊急の必要がない転院搬送を抑制し、

救急車の不在時間を少なくすることで真に救急車を必要とする方への対応が可能となり、管内の救急業務機能の低下を防ぐことに繋がると考えます。

緊急度の高い傷病者に優先的に搬送資源を投入するため、要請元となる医療機関にガイドラインの目的に関して御理解いただき、各医療機関においても救急車の適正利用を推進していかねばならないと考えております。

○岩竹洋一議員

答弁ありがとうございます。前回の質問から動きがあったということで、素晴らしことと思っております。令和5年3月に「県央・県南メディカルコントロール協議会」で決裁を受けたということで、今後の動きに期待をしております。

消防年報の86ページを見て、自分なりに分析をしました。上の表にある西諫早分署と多良見分署の「その他」の出動件数が異常に高く、特に多良見分署においては全体の20数パーセントが転院搬送と思われま。ここは地域の実情等も考えられるのかもしれませんが、見直す必要があると思われま。

さらに下の表の曜日別を見ていただくと、基本的に土日はドクター不在の医療機関が多いと思われまますが、月曜、火曜、金曜日の件数が多く、水曜日が少ないといった統計結果になっております。

県央消防のガイドラインも進みだしているの、出動件数も変わってくると思いま。しかし、先ほど話があった福岡市では民間の搬送機関が充実しているの、運用できているところもあって、ガイドラインを厳格にすることで、中小の医療機関には厳しいところもあると思われま。柔軟な対応も必要ではないかと思いま。

実は私自身、この質問をすることに対し、病院側から反対されるのではないかと随分悩みました。しかし、この質問に対して後押ししてくれたのは、ある病院の院長先生でした。「緊急性のない転院搬送に追われているうちに、救うことのできる命を見捨てることは誠に惜しいことだ。」という言葉をいただき救われました。

実際、緊急性のない転院搬送を行っているうちに、重篤な事案、CPA事案と言いまますが、救急隊の到着が遅れたという事案を私自身も指令室から見てきました。ですの、これからの具体化案に期待しております。

提案ですが、指令課員の判断にもよると思いまますが、「何時に来てください。」というような転院搬送の依頼はないと聞きました。救急車が出払っているような状況では、転院搬送を待ってもらうような対応も必要ではないかと思いま。

今日は諫早市、大村市、雲仙市の3市長も来られていまますが、県央消防本部ではこういった問題を抱えていることを御理解いただき、転院搬送の減少に向けた柔軟な対応を是非とも県に訴えていただきたと思いま。

次に2番目の質問に入ります。ドクターヘリランデブーポイント増加への取組みについてです。21世紀初頭にはドクターヘリ自体ありませんでしたが、今や当たり前になっております。

そこでお尋ねします。ドクターヘリが出場した奏功事例、ランデブーポイントとは何か、管内にもランデブーポイントを指定してあると思いますが、以前は学校のグラウンドなども指定されてありましたが、ヘリが砂埃を嫌うため指定から外していると聞いています。ランデブーポイントに指定するための大まかな基準、それぞれについて答弁をお願いします。

○消防長（溝口康二君）

ドクターヘリの奏功事例ですが、ドクターヘリが出動したことで救命につながった事案としまして、少し前になります。諫早市森山町のグラウンドで行われていたソフトボール大会で、胸にデッドボールを受けた選手が心肺停止に陥りました。現場に居合わせた当消防本部の職員と関係者が心肺蘇生法を行い、同時に119番通報とドクターヘリの要請が行われました。その後、グラウンド近くのランデブーポイントに着陸したドクターヘリの医師に引き継ぎ、救命につながったという事案がありました。

次に、ドクターヘリランデブーポイントについて御説明いたします。

まず、ドクターヘリの運航要領について、簡単ではございますが概略を御説明いたします。ドクターヘリは、救急患者の救命率の向上と後遺症の軽減を図ることを目的として、平成18年に運航が開始され、これまでに12,000件程の運航実績があり、県央消防本部は、県内で最も多くの現場出場要請があり、2,000件を超えています。

事業主体は長崎県で、基地病院は長崎医療センターとなっております。運航時間は、基本的に土日、祝日を問わず、8時30分から日没30分前、または18時30分のいずれか早い時刻となっており、出場については県内の消防機関が要請を行うこととなっております。

ドクターヘリは、原則的にランデブーポイントで離着陸することになっており、予め定められているランデブーポイントに着陸し、そこで救急車両と合流するのが基本となります。その後、搭乗している医師や看護師が救急車の中で診察や処置を行うという流れになり、最終的に医師が搬送医療機関及び搬送手段を決定します。

ランデブーポイントとして一般的に適している場所は、野球場やグラウンド等の広くて平坦な場所で、砂埃や飛散物が少ない場所とされております。

現在、県央消防本部管内にはランデブーポイントが76か所ありますが、学校グラウンドなどは砂埃による機体損傷の可能性があるため、現在は整地された30か所を主に選択しております。

ランデブーポイントに指定する方法は、候補地の調査を県が消防機関に依頼する場合と、市や消防機関が候補地として要望する場合があります。施設管理者または所有者の了承を得て推薦書を県に提出し、最終的にドクターヘリ運航部が現地調査を行った後、ランデブーポイントとして県が指定します。

最近のランデブーポイント追加場所は、令和3年度に雲仙市吾妻町の県南家畜市場と吾妻斎場、南串山町のハマユリックスが指定されております。

○岩竹洋一議員

詳しい説明ありがとうございます。

4～5年前にドクターヘリの機体に変更になり、グラウンドのような砂地への離着陸が厳しくなったと聞いております。たまにニュースなどで、ドクターヘリが道路に着陸している映像が流れ、「どこでも着陸できるんだ。」と思われる方がいらっしゃるかもしれませんが、これは本当に緊急のときだけで、ランデブーポイントに着陸するのが原則ですので、ランデブーポイントを増やすことが一番大事だと思います。

県央では30か所ということですが、ランデブーポイントを増やすことによって、どのような効果が予想されるのか伺います。

○消防長（溝口康二君）

ランデブーポイントが増加すれば、ドクターヘリと接触するまでの時間短縮につながると予想されますが、諫早市街地周辺のランデブーポイントとしましては、半造川右岸、本明川右岸、県立総合運動公園、西諫早団地第二公園及び諫早市第2野球場を主に選択しており、これまでの実績からも、諫早市街地周辺は比較的充実したエリアだと感じております。

○岩竹洋一議員

現状、30か所ということですが、本音から言えばもっと増やして欲しいと思います。半造川周辺にランデブーポイントがありますが、昨日のような大雨や増水したときは利用できない可能性もあると思われます。そのような観点から市街地への増設を希望します。今後、構成市の市街地に増設する計画等がないか伺います。

○消防長（溝口康二君）

諫早市につきましては、先ほども述べましたように比較的充実しているものと感じております。大村市につきましては、主に5か所を利用してありますが、ドクターヘリの基地病院が長崎医療センターですので、大村市におけるドクターヘリの要請件数は圏域でも少ない方です。雲仙市につきましては、小浜消防署新庁舎建設予定地に隣接してヘリポートを設ける予定であります。

○岩竹洋一議員

ランデブーポイントの増設は難しいところもあるかと思えます。以前私も増設に向けた仕事をしたことがありますが、ちょうどそのころ長野県防災ヘリコプターの墜落事故があり、地域の方から「ここには作らないでほしい。」といった意見をもらったことがあります。

私の経験ですが、交通事故現場に遭遇し、手当等を行いながら救急要請をしたことがあります。ドクターヘリの要請もしてあり、諫早市幸町の事故現場からドクターヘリが待つ宇都町の文化会館まで救急車で搬送をしました。ドクターヘリの医師に引き継ぐまで、すごく時間を要したと感じました。このような経験から市街地にもっとできればいいのではないかと考えております。

また、ホバリングポイントというRマークが付いているものもあります。都会などではビルの屋上にRマークを設置し、ヘリが着陸するのではなく、上空で旋回しながら要救助者を吊り上げる場所です。ドクターヘリではホバリングはしないと思いますが、防災ヘリはできますので活用してはと思います。

先週、東日本大震災で被災した仙台市の荒浜小学校に行ってきました。津波から児童や教職員、地域住民を守るために学校の屋上に避難させ、防災ヘリと自衛隊のヘリが一晩で200人以上を救助したということです。ホバリングポイントなどの活用もいいのではないかと考えました。

確かに、県央管内の諫早市、大村市は長崎医療センターから近いということもあって、ドクターヘリがすぐに到着できるなど、救命率の向上にもつながっていると思いますが、ランデブーポイント増設やホバリングポイントなど研究していただきたいと思っております。以上で質問を終わります。

○議長（南条 博君）

次に、相浦喜代子議員

○相浦喜代子議員

議長の許可をいただきましたので、議席番号6番、諫早市議会相浦喜代子、一般質問をさせていただきます。大項目2件、一括質問で質問させていただきます。

大項目1番、「県央地域広域市町村圏組合における消防署建て替えと職員配置について」です。

(1) 消防庁舎建設事業中、小浜消防署分の工事遅れはどの程度になるのか。また、諫早消防署高来分署建設工事の進捗状況、多良見分署の建て替え候補地の協議状況を伺います。

先ほどの決算における質疑で状況はわかりましたが、県央地域広域市町村圏組合では、小浜消防署、諫早消防署高来分署、それから多良見分署の老朽化に伴い、建て替えが急務となっております。すでに小浜消防署、高来分署が着手されていますが、多良見分署については隣接する多良見支所等、他の公営施設の建て替えも含め一体的に考えると、用地の答えが出ていない状況です。諫早市との協議状況を含め答弁をお願いいたします。

(2) 新庁舎完成後は人員配置も課題となるが、これまでの一般質問で職員定数改正条例も検討されているようですが、ここまでの協議状況と経験豊富な50歳代職員の不足をどのように補っていくのか伺います。

先日いただいた、「消防年報令和4年度版」をもとに質問いたします。

33ページには年齢別の人員表がありますが、県央地域広域市町村圏組合にとって一番の問題でもあります、60歳から54歳までの職員が0人となっています。定年後の再任用や定年延長が進む昨今ではありますが、この状況をどのように対応しているのか伺います。

先ほど質問させていただきましたが、定年前の早期退職者1名は50歳代ということで、いろんな理由があつての退職でしょうが、火災、救急、災害出動と様々な状況で任務に当たる職員の配置は余裕がなければ新たな事故発生にもつながります。そういったことを鑑み質問をさせていただいておりますので、答弁をお願いいたします。

次に大項目2番、「防火クラブの現状と課題について」です。

消防年報65ページに防火クラブ等現況が掲載されてありますが、7月に諫早市の町内会・自治会連合会あてに女性防火クラブ協議会の意向調査依頼があつております。

この調査の経緯と雲仙市・大村市についても同様の調査が行われているのか伺います。

防火クラブ結成状況の表では、少子化と言いながらこの5年間で幼年防火クラブは110クラブ9,760名から113クラブ9,844名と増加し、一方で少年防火クラブは27クラブ679名から24クラブ487名に減少が進行しています。

また、女性防火クラブは130クラブ12,151名から116クラブ10,881名と、こちらも減少が進んでいます。この表に関しては、構成3市のそれぞれの5年間の減少数がわからないため、今回質問いたしました。

多くの団体が高齢化やコロナ禍で所属意義の低下で退会等が増加している傾向にあります。そのような中で、意向調査を行うに至る経緯を伺います。

○事務局長（後田一光君）

一括質問のうち、私の方からは消防署等の建て替えについて、お答えいたします。

まず、小浜消防署でございますが、隣接する雲仙市小浜体育館の結果をもとに地質調査を行った結果、当初の想定より更に支持層が深いことが判明し、その対策工法の検討などに日数を要したため、今年度に繰越しとなったものでございますが、既に設計業務は終了したところでございます。今後、速やかに建設工事に移行するため、本議会において、令和5年度の補正予算をお願いしたところであり、令和7年度中に移転、供用開始できるよう進めております。

また、諫早消防署高来分署につきましては、建設工事は1年程度とし、令和6年度中に移転、供用開始ができるように進めております。

多良見分署につきましては、現在、諫早市において多良見支所周辺の施設と合わせた整備で行う検討を進められており、県央組合と諫早市担当部局とで提供用地、敷地配置の検討を行っているところでございます。多良見分署は、昭和48年建設から

50年経過し老朽化が著しいことから、多良見支所周辺の整備の中でも多良見分署の建替えを優先し早急な建替えに向けて、更に協議を進めてまいりたいと考えております。

○消防長（溝口康二君）

職員定数増に向けての改正についてお答えします。条例定数につきましては、これまで管内情勢に応じ分署増設、車両の適正配備及び通信指令一元化に伴う通信指令センター運用開始等で条例定数改正を重ね、現在は条例定数257人で構成3市の消防業務を担っております。しかし、現状は慢性的な人員不足により、職員の活動時等における安全担保が不十分であるということが常態化しつつあります。特に分署管内及び小浜消防署においては、これまで火災、救急などの災害が重複発生した際に十分な消防力を発揮できないこともあり、現状のままでは必然的に住民サービスの低下や災害対応時の事故につながるということが懸念されております。このような問題を解消するため、現在、3市の担当課、組合事務局及び消防総務課で検討委員会を立ち上げ、条例定数の見直しを協議しております。

検討会は今年2月14日を皮切りに、これまで4回の検討会を重ねております。現在の条例定数257人から職員の配置状況を考慮して、必要とする人員、優先順位、そして増員に向けてのスケジュールについて検討しております。目標としましては、令和6年度実施の採用試験から段階的に取り入れていけるよう、継続して協議を重ねて参ります。

次に、50歳代職員の不足についてですが、現在、職員の9割以上が40歳代以下となっております。また、約3割は経験年数10年以下の職員が占めている実情ですが、消防本部としましては、数年前から近い将来にはこのような状況になることを見据え、その対策としまして、現場活動時において経験したヒヤリハット事案をデータベース化してまとめ、これまで職員が経験したヒヤリハットに該当する275件の事案を各職員間で情報共有できるようにしております。

また、安全管理体制の充実強化を図るため、「警防活動時における安全管理マニュアル」や「指揮隊活動マニュアル」を策定して、そのマニュアルに沿った訓練を実施し、徹底した安全教育を行っております。

さらには、各研修を修了した職員を講師として研修会を随時開催するとともに、再任用者の経験則に基づいたアドバイスも積極的に取り入れ、現場経験不足が招く事故防止と併せ、効果的な消防活動が行えるよう知識、技術の向上と平準化を図っております。ただ、どの分野に関しましても経験から学ぶことが多いのが事実であり、災害現場も多種多様で、訓練では補えない部分も多々ありますので、他県で発生した事故事例等も参考に、幹部職員をはじめ職員間で情報共有を図り、その対策についても随時検討を行っております。特に消防活動は専門性が高い業務内容ではありますので、

今後も安全管理を徹底し研究を重ね、殉職者を絶対出さないという意識を持ち、経験不足を補うよう安全管理の徹底、また、消防力の向上に向けた取り組みを行って参ります。

続きまして、県央消防本部管内における女性防火クラブの現状と課題について御説明申し上げます。女性防火クラブにつきましては、各市において家庭の火災予防、地域防災の自助共助の醸成を図るため、町内会の婦人部や各婦人会などを単位として自主的に結成されております。

また、各クラブ相互の連絡提携などを目的として各市には女性防火クラブ連絡協議会があり、事務局を各消防署に置いて活動されています。

女性防火クラブの現状は、諫早市において59クラブ、7,588人、大村市において39クラブ、2,540人、雲仙市において18クラブ、753人となっております。

5年間のクラブ数の推移は、諫早市で8クラブ減、大村市で3クラブ減、雲仙市で3クラブ減となっており、全体で減少傾向にあります。

次に、諫早市町内会・自治会連合会への女性防火クラブ意向調査の経緯について御説明いたします。昨年、大村市連合婦人会が解散されたことから、高齢化やコロナなどの影響により、他の婦人会や町内会の婦人部にも活動に影響が出ているのではないかと考えられました。このような状況から、女性防火クラブの実情を把握する必要があると思われたため、今年度、管内の3市において実態調査を行うこととした次第です。

課題としましては、多くの女性防火クラブが高齢化により活動が縮小される傾向にあることです。一方、昨今の自然災害の激甚化により、地域住民の防災意識、安全への関心は高まる傾向にあります。消防本部といたしましては、地域住民の方々が求めるニーズにしっかりと応えるために少子高齢化、共働き世帯の増加、地域コミュニティの変化など地域社会の実情を十分に把握し、女性防火クラブの更なる充実強化を図るなど、火災予防行政を進めていきたいと考えています。

○相浦喜代子議員

まず、消防署建て替えの件についてですが、このことについては私も何度も質問をさせていただいております。

冒頭、管理者からもお話がありましたが、この数日、予想しない台風の進路変更により日本中で混乱が生じ、日常生活が脅かされる状況となっていました。前に申し上げましたが、そういった状況にあって地域住民の生命財産を守るため、消防・救急や大規模災害等に備える拠点として消防署及び分署は万全の機能を用意すべきと私は考えております。

また、どの消防署、分署に配置になっても勤務や訓練の環境は押し並べて平等でなければならないと思います。そういった観点からも小浜消防署、高来分署、多良見分署に関しても早急な建て替えについての協議を関係市とすべきではないかということで、一貫して質問をしてまいりました。

多良見分署に関しましても、先ほどの御答弁で優先的にという言葉をいただきました。ぜひ諫早市に対してもその気持ちを強く持って、今後とも用地検討について速やかに協議をしていただき、早く実施できるようお願いいたします。この件につきましては、再質問はございませんが、とにかく優先的にということで諫早市と協議していただきますようお願いいたします。

女性防火クラブにつきましては、大村市連合婦人会が解散したということは私たち諫早市ではなかなか情報が入ってきませんでしたので、びっくりしているところであります。

私も組合議員となり、各種行事に参加しております。私が住む地域では、自治会・町内会で女性防火クラブがあるのは15自治会中、3自治会くらいと大変少ない状況です。他自治会ではありましたが、防火訓練に参加させていただいた折、消火器を活用した消火訓練や消火器に関する知識等、その必要性も感じたところでございます。

各市とも減少傾向にあるということですが、意向調査を行ったあとに何か考えていらっしゃるのか、新しく会員を増やす、また団体を増やすのは地道に自治会に赴いていくしかないと思いますが、構成市との連携などについてどのような協議をなされているのかお尋ねします。

○消防長（溝口康二君）

今回の諫早市における調査に関しましては、現時点における女性防火クラブの解散または継続の意向を調査しております。併せまして、個人での加入や退会についても新たに調査させていただいております。

これまでは町内会や自治会単位でしか参加できなかったものを、個人でも参加できるように進めております。また、町内や地域に限らず様々な団体や組織もありますので、女性の参加というところを研究してまいりたいと思います。

関係市との調整は今後進めてまいりたいと考えております。

○相浦喜代子議員

諫早市は消防団の再編成をして、分団が少し大きなくくりになっています。自治会の会合に参加しても、「うちにはなかけん、関係なかもんね。」と言った話を聞きます。

私も2つの連合会の会議に参加したときに、ちょうどこの調査が来ていました。これまでなかった地域に対して新たにクラブを作る、そして会員を増やしていく。個人単位では個々の知識は上がると思いますが、連携した取り組みというのも大事だと思いますので、今後は消防団ともうまく連携しながら声掛けをしていくことも必要では

ないかと思しますので、引き続き女性防火クラブの増加に向けて担当課、構成市担当課と協議をしていただきたいと思います。

○議長（南条 博君）

これをもって「組合行政に対する一般質問」を終結いたします。

以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。今期定例会において議決されました案件につきましては、その条項、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（南条 博君）

異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

これをもって、令和5年第3回県央地域広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。

午後3時55分閉会

以上、会議録を調製し署名する。

県央地域広域市町村圏組合議会

議

長

南条博

会議録署名議員

永尾典嗣

会議録署名議員

大久保正博